

受給要件一覧表

国民年金(無拠出)における受給要件(昭和61年4月1日前に初診日のある場合)

対象者	<p>1. 次のいずれかに該当すること。</p> <p>20歳前に初診日があること。</p> <p>昭和36年4月1日前に初診日があること。</p> <p>昭和61年4月1日前に初診日があり、その初診日に公的年金制度の被保険者であって当時の公的年金制度の納付要件に該当していなかった者が、初診日の前々月までに公的年金制度の被保険者期間があり、かつ、その被保険者期間の3分の2以上が保険料納付済期間または免除期間であること(の場合は、65歳までに請求することが必要となる)。</p> <p>2. 障害程度の認定の時期</p> <p>障害認定日は、初診日から1年6ヶ月(昭和49年7月31日までに初診日のある場合は、3年)を経過した日または障害が固定した日。障害程度の認定の時期は、障害認定日が20歳前の場合は、20歳到達日または昭和36年4月1日のいずれか遅い日。</p> <p>障害認定日が20歳到達日以後にくる場合は、障害認定日。</p>	
障害の状態	認定日請求・ 遡及請求	<p>障害認定日の障害の状態が国民年金法施行令の別表(障害等級表1・2級)に該当すること。</p> <p>・障害認定日が昭和49年3月1日前にある場合で、昭和39年8月1日に1級又は昭和49年3月1日の時点で1・2級に該当する者は、遡及請求ができる。</p>
	事後重症	<p>障害認定日において障害等級表に該当しなかった者が、その後65歳前までに障害等級表に示す障害の状態に該当すること。(請求も65歳までに行うこと)</p> <p>・昭和36年4月1日前に初診日があり、かつ本人の年齢がその時20歳以上であった場合は、70歳前までに障害等級表に示す障害の状態に該当すれば、請求することができる。</p>
必要な診断書	<p>本来請求：障害認定日(またはこの日以降3ヶ月以内)の状態を記した診断書1枚。</p> <p>遡及請求：障害認定日()の状態を記した診断書と現症の診断書、計2枚。</p> <p>事後重症：現症(請求時)の診断書1枚。</p>	
年金額	<p>1級：年額996,300円(月83,025円)</p> <p>2級：年額797,000円(月66,417円)</p> <p>+子の加算(第1・2子、年229,300円 第3子以下、年76,400円)</p> <p>子の加算は、受給権発生時に18歳未満(障害がある場合は20歳)未満の子がいる場合。(H15年度)</p>	
窓口	<p>住所地の市区町村役場・国民年金担当課</p>	
所得制限	<p>扶養親族なしの場合</p> <p>2分の1停止：前年の所得が、3,604,000円を超えたとき</p> <p>全額停止：前年の所得が、4,621,000円を超えたとき</p> <p>この金額を超えた場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、年金が停止となります。</p> <p>この所得制限は、年金の支給停止ということで、請求自体に支障はありません。</p> <p>所得の申告(年末調整・年度末の税申告など)をしていない場合も、支給を一時停止されることがありますので、注意が必要です。</p>	

国民年金（拠出）における受給要件（昭和61年4月1日前に初診日のある場合）

対象者	国民年金加入中に初診日があること。			
納付要件を見る日	初診日がいつかによって「納付要件を見る日」が異なります。		* 障害認定日は 初診日が昭和49.7.31までに ある場合は、初診日から3年を 経過した日又はそれまでの期 間で障害が固定した日 初診日が昭和49.8.1以降にあ る場合は、初診日から1年6ヶ 月を経過した日又はそれまで の期間で障害が固定した日 * 新年金該当者とは、新制度の 年金を請求するもので事後重 症、はじめて2級による年金該 当者を指す。	
	初診日のある期間	納付要件を見る日		
		新法年金該当者		旧法年金該当者
	S36.4.1～S41.11.30	障害認定日		初診日
	S41.12.1～S49.7.31	障害認定日		障害認定日
	S49.8.1～S51.9.30	初診日又は障害認定日		障害認定日
	S51.10.1～S59.9.30	初診日		初診日
S59.10.1～S61.3.31	初診日（現行制度の納付要件を満たしていても良い）	初診日		
納付要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>「納付要件を見る日」の前月までに保険料納付済期間が15年以上あること。</p> <p>「納付要件を見る日」の前月までの加入期間のうち保険料納付済期間が5年以上あり、かつ、その加入期間より免除期間を除いた期間の3分の2以上あること。</p> <p>「納付要件を見る日」前の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までの3年間で保険料納付済期間又は免除期間であること。</p> <p>「納付要件を見る日」前の基準月の前月までに他の公的年金の加入期間を含め1年以上あり、かつ、その被保険者期間のうち最近の1年間で保険料納付済期間で満たされていること。</p> <p>初診日に被保険者でなかった65歳未満の者は、「納付要件を見る日」の前日において老齢年金の納付要件を満たしていること。</p>			
障害の状態	遡及請求	障害年金の障害の状態が、障害等級に該当すること。	* 65歳前に障害の状態に該当したときが昭和61.3.31までの場合は、65歳を過ぎていても、請求は可能です。	
	事後重症	障害認定日において障害等級表に該当しなかった者が、その後65歳前までに障害の状態に該当すること。（請求も行うこと）		
必要な診断書	<p>本来請求：障害認定日（またはこの日以降3ヶ月以内）の状態を記した診断書1枚。</p> <p>遡及請求：障害認定日（"）の状態を記した診断書と現症の診断書、計2枚。</p> <p>事後重症：現症（請求時）の診断書1枚。</p>			
年金額	<p>1級：年額 996,300円（月 83,025円）</p> <p>2級：年額 797,000円（月 66,417円）</p> <p>+ 子の加算（第1・2子、年 229,300円 第3子以下、年 76,400円）</p> <p>子の加算は、受給権発生時に18歳（障害がある場合は20歳）未満の子がいる場合。（H15年度）</p>			
窓口	<p>住所地の市区町村役場・国民年金担当課</p> <p>第3号被保険者は、社会保険事務所</p>			

厚生年金保険における受給要件（昭和61年4月1日前に初診日のある場合）

対象者	発病が厚生年金保険の加入中にあること。		
	一般的には厚生年金保険加入中に初診日があることになるが、発病主義の考え方をとっているため、客観的な事実として加入中の発病を証明することができれば、資格喪失後の初診日であっても受給は可能となる。		
納付要件	初診日の時期によって納付要件が異なります。		<ul style="list-style-type: none"> ・初診日が昭和27.5.1～昭和51.9.30の間にある場合は、厚生年金保険の加入期間6ヶ月は、とびとびでもよい。 ・初診日が昭和51.10.1～昭和59.9.30の間にある場合は、公的年金の加入期間6ヶ月は、とびとびでもよい。（この時期以降、公的年金の制度間の通算が行われるようになった。）
	初診のある時期	納付要件	
	S27.5.1～S49.7.31	障害認定日（初診日より3年を経過した日）の前月までの厚生年金期間が6ヶ月以上あること。	
	S49.8.1～S51.9.30	障害認定日（初診日より1年6ヶ月を経過した日）の前月までの厚生年金期間が6ヶ月以上あること。	
	S51.10.1～S59.9.30	初診日の前月までに公的年金の加入期間が6ヶ月以上あること。	
S59.10.1～S61.3.31	上記 または現行制度の納付要件を満たすこと。		
障害の状態	遡及請求	障害認定日の障害の状態が、厚生年金法の別表（障害等級1～3級）に該当すること。	障害認定日は、「国民年金（拠出）における受給要件」と同じ。
	事後重症	障害認定日において障害の状態が、厚生年金法の別表に該当しなかった者が、65歳前までに障害の状態に該当すること。（請求も行うこと）	昭和60年7月より、「初診日から5年以内」に限っていた事後重症の規定が撤廃されたため、すべての人が左記に該当すれば障害厚生年金の受給が可能となった。

現行制度における受給要件（拠出）

対象者	国民年金	国民年金加入中に初診日があること。 60歳以上65歳未満の者 障害基礎年金（1・2級）	
	厚生年金	厚生年金加入中に初診日があること。 障害厚生年金（1～3級）。初診日が65歳前の場合で1・2級は、障害基礎年金も併せて支給される。	
納付要件		次のいずれかに該当すること。 初診日の前々月までに加入すべき期間の3分の2以上が保険料納付済期間または免除期間で満たされていること。 初診日の前々月までの1年間に保険料納付済期間又は免除期間以外の加入期間がないこと。（平成18年3月31日までに初診日があること） 初診日に被保険者でなかった65歳未満の者は、初診日の前日において または の要件を満たしていること。 *初診日が平成3.5.1までにある場合は、 の「前々月」を「基準月（1月、4月、7月、10月）の前月」と読み替える。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に、20歳から初診日の前々月までの期間が対象。 ・平成3年4月前の学生であった期間は除く。 ・昭和60年4月前の任意加入できた期間であって加入しなかった期間は除く。 ・20歳前の厚生年金期間は含まれます。加入中に初診日がある場合は、納付要件を満たしていることになる。 ・初診日の前々月までに加入すべき期間がない場合は、納付要件を満たしていることになる。 ・65歳以降の厚生年金加入中に初診日がある場合で、 の要件を満たすときは、障害厚生年金が該当する。（障害基礎年金は支給されない。）
障害の状態	認定日請求・遡及請求	<ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日の障害の状態が、国民年金法の障害等級表（1・2級）に該当すること。 ・厚生年金の場合は、上記に該当するか又は厚生年金法施行令の別表第一（3級）に該当すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日は、初診日から1年6ヶ月を経過した日又はそれまでの期間に障害が固定した日。
	事後重症	<ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日において障害の状態が、国民年金法の障害等級表に該当しなかった者が、65歳前までに障害の状態に該当すること。 ・厚生年金の場合、障害認定日以降65歳前までに上記に該当するか又は厚生年金法施行令の別表第一（3級）に該当すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳までに請求も行うこと。
必要な診断書		<p>本来請求：障害認定日（またはこの日以降3ヶ月以内）の状態を記した診断書1枚。</p> <p>遡及請求：障害認定日（ ）の状態を記した診断書と現症の診断書、計2枚。</p> <p>事後重症：現症（請求時）の診断書1枚。</p>	

年金額	国民年金	<p>1級：年額 996,300 円（月 83,025 円）</p> <p>2級：年額 797,000 円（月 66,417 円）</p> <p>+ 子の加算（第 1・2 子、年 229,300 円 第 3 子以下、年 76,400 円）</p> <p>子の加算は、受給権発生時に 18 歳未満（障害がある場合は 20 歳）未満の子がいる場合。</p>
	厚生年金	<p>1級：障害基礎年金額（子の加算含む）+（老齢厚生年金額×1.25）+ 妻の加給年金額（年 229,300 円）</p> <p>2級：障害基礎年金額（子の加算含む）+ 老齢厚生年金額 + 妻の加給年金額（年 229,300 円）</p> <p>3級：老齢厚生年金額（最低保証額 年 597,800 円/月 49,816 円）（H15 年度）</p>
窓口	国民年金	<p>住所地の市区町村役場・国民年金担当課</p> <p>第 3 号被保険者は、社会保険事務所</p>
	厚生年金	<p>初診時の勤務先を管轄する社会保険事務所</p> <p>初診が古い場合は、住所地を管轄する社会保険事務所でも可</p>